

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月20日
条例の題名	三重県障害者相談支援センター条例	公 布 日	平成20年12月25日
条 例 番 号	平成20年三重県条例第50号	直近改正日	なし
所管部局課	健康福祉部障がい福祉課	電 話 番 号	059-224-2274
条例の概要	身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所として設置する三重県障害者相談支援センターの設置に係る条例である。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	身体障害者福祉法第11条第1項、知的障害者福祉法第12条第1項により設置が義務付けられている。市町における身体・知的障がい者の更生支援の実施にあたり、専門的な知識・技術を必要とする医学的・心理的・職能的判定を行うほか、市町間調整や支援を実施しており、当センターを設置することは妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	身体障害者福祉法第11条第1項、知的障害者福祉法第12条第1項により設置が義務付けられている。市町における身体・知的障がい者の更生支援の実施にあたり、専門的な知識・技術を必要とする医学的・心理的・職能的判定を行うほか、市町間調整や支援を実施しており、今後も公的な関与は必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	身体障害者福祉法第11条第1項、知的障害者福祉法第12条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	障害者の生活の安定と福祉の増進のため適正である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	障害者相談支援センター利用者に限られているが、障がい者福祉の増進という公益上問題ないと考える。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	障害者相談支援センター利用者に限られているが、受益者負担の観点から問題ないと考える。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	<p style="text-align: center;">理 由</p> <p>改正・廃止の必要はない</p> <p>現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。</p>		特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無